

# 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第34回）

日 時：令和3年8月5日（木）16：30～

場 所：知事応接室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 本部長訓示

### 3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）「まん延防止等重点措置」の適用に係る対策  
の強化について

資料2

（3）時短要請に伴う協力金の概要（案）について

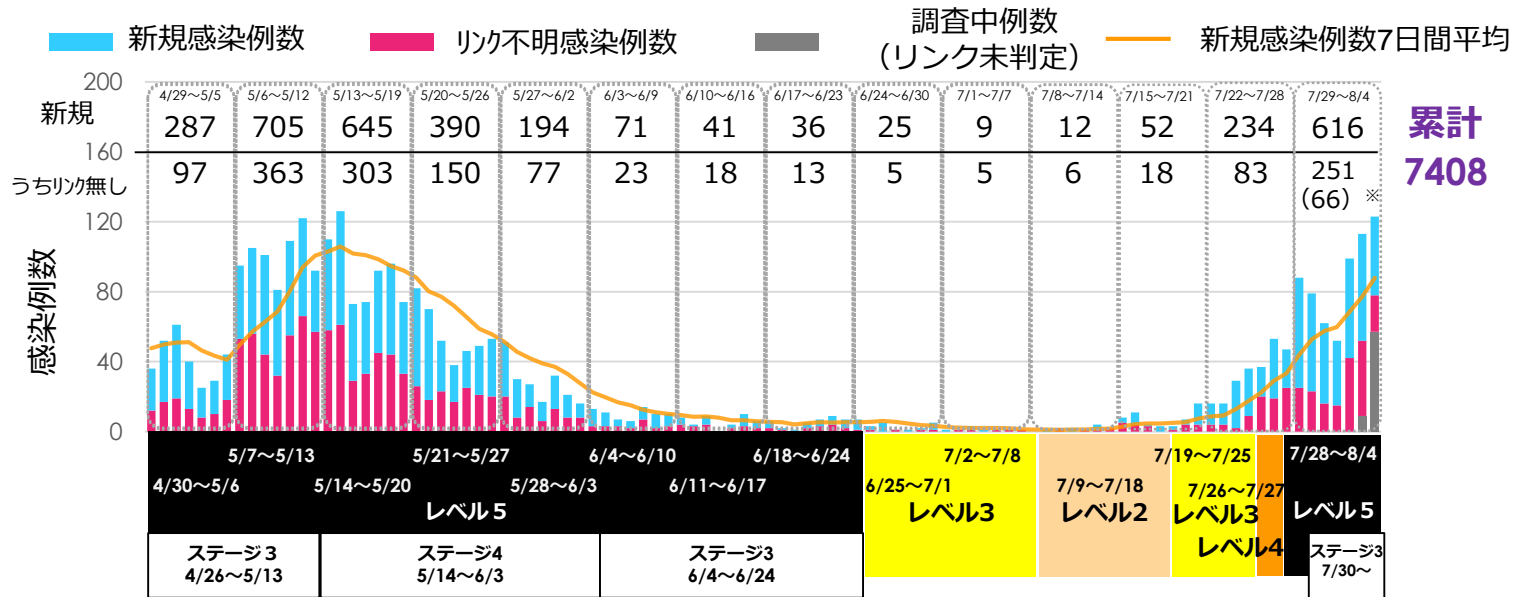
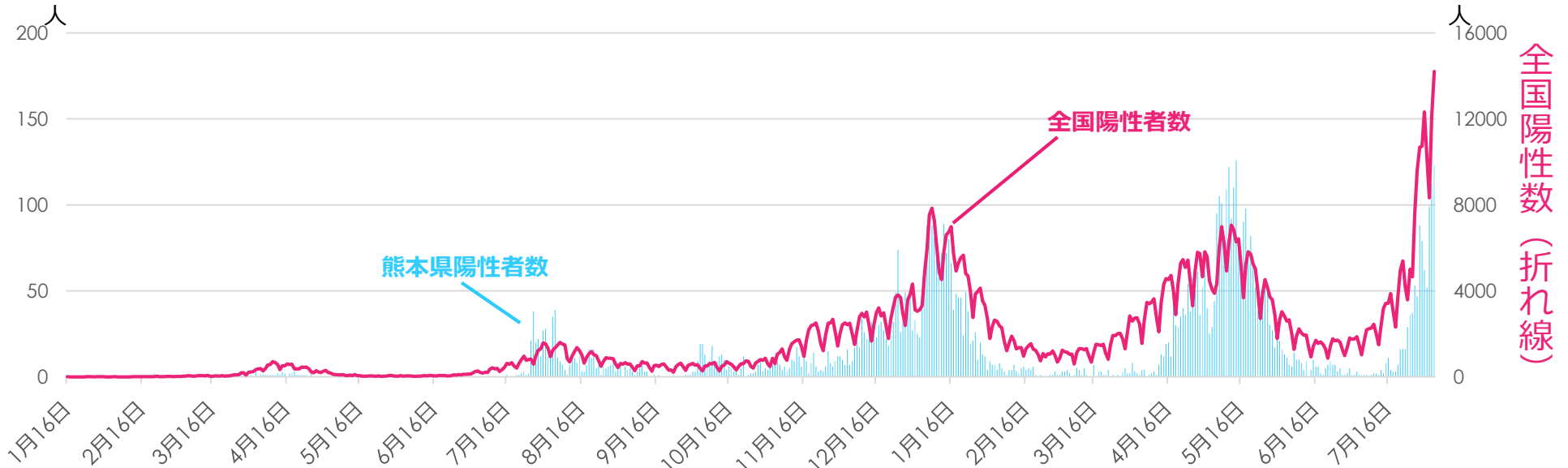
資料3

（4）その他

# 全国と熊本県の陽性確認状況

本県の8月4日までのデータによる  
全国のデータは厚生労働省より(8月4日まで)

熊本県陽性例数  
(棒)

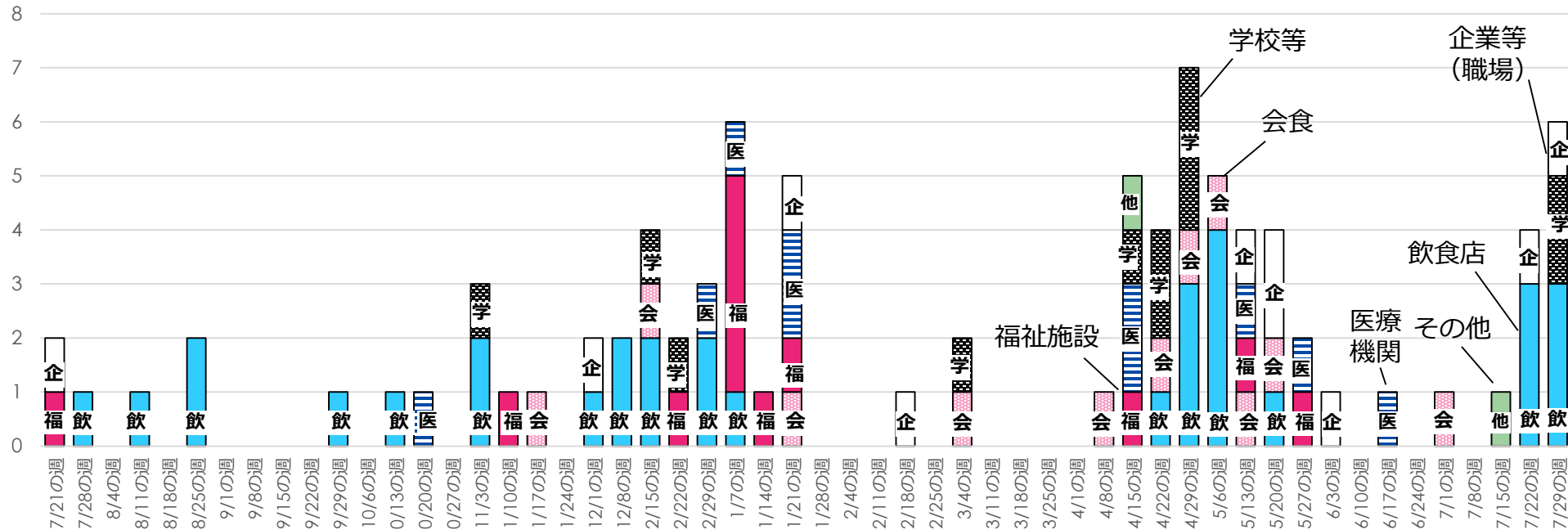


資料 1

・リンク無し感染者数は、調査により変動することがあることに注意 ※( )内はリンク未判定の数。リンクなし感染者数に含む。

# 県内のクラスターの発生件数

件

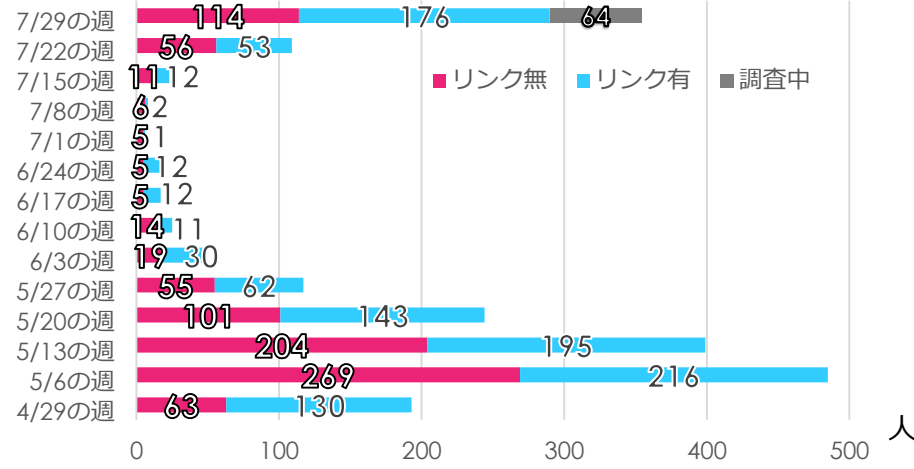
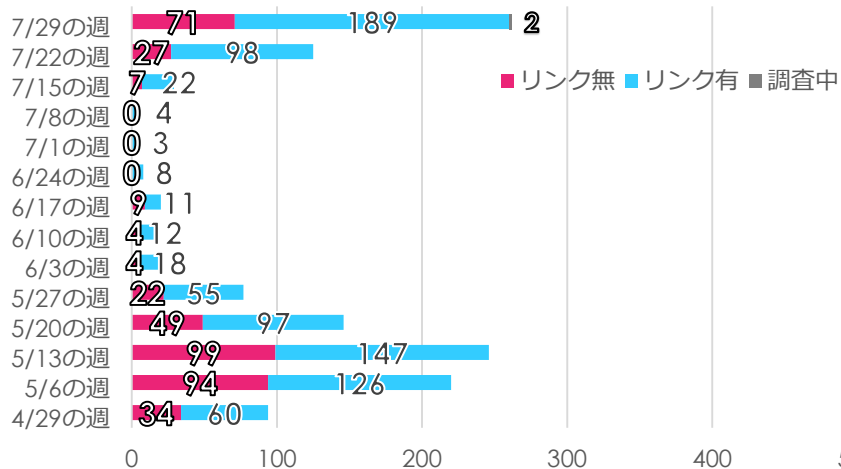


# リンク別陽性者の確認状況

\*リンクの有無は調査により変更する場合があります

熊本市を除く県の状況

熊本市の状況



人

人

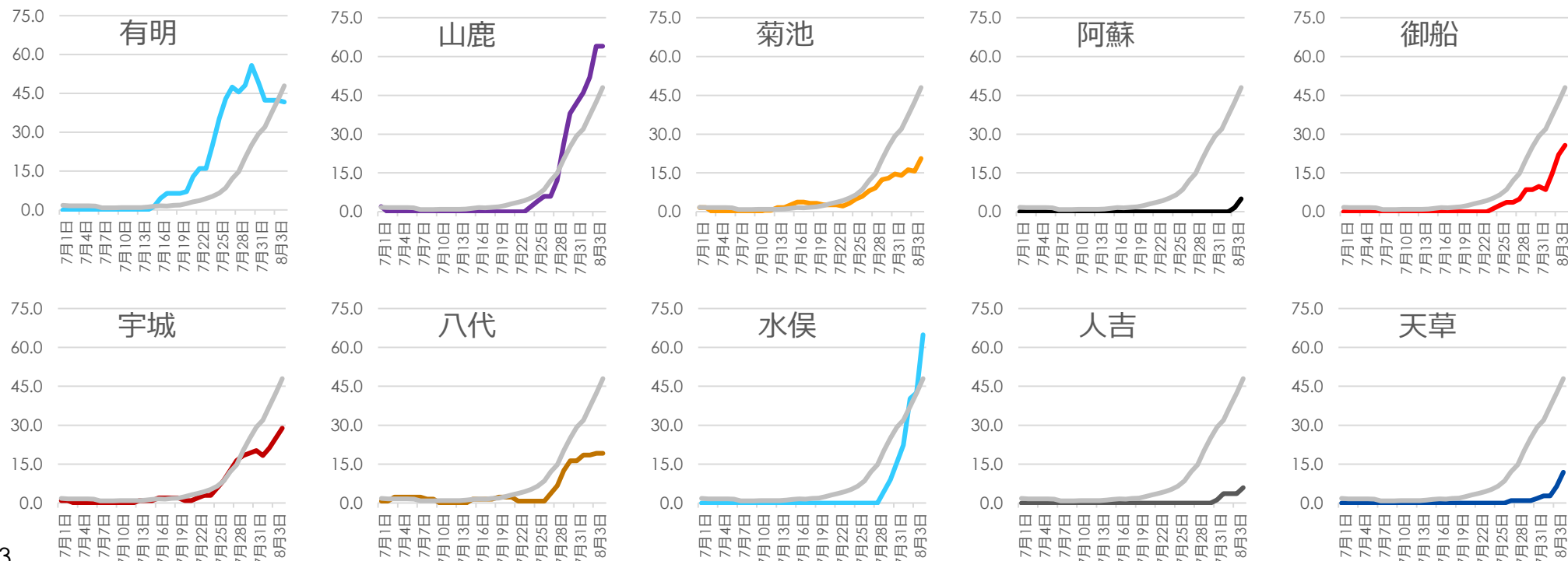
# 各保健所ごとの10万人あたり陽性者数（7月29日～8月4日）

保健所名	新規陽性者数	人口10万人あたり陽性者数
熊本市保健所	354	48.0
有明保健所	65	41.7
山鹿保健所	32	63.9
菊池保健所	38	20.6
阿蘇保健所	3	5.0
御船保健所	21	25.7

保健所名	新規陽性者数	人口10万人あたり陽性者数
宇城保健所	30	28.9
八代保健所	26	19.2
水俣保健所	29	64.9
人吉保健所	5	6.0
天草保健所	13	11.9
合計	616	35.2

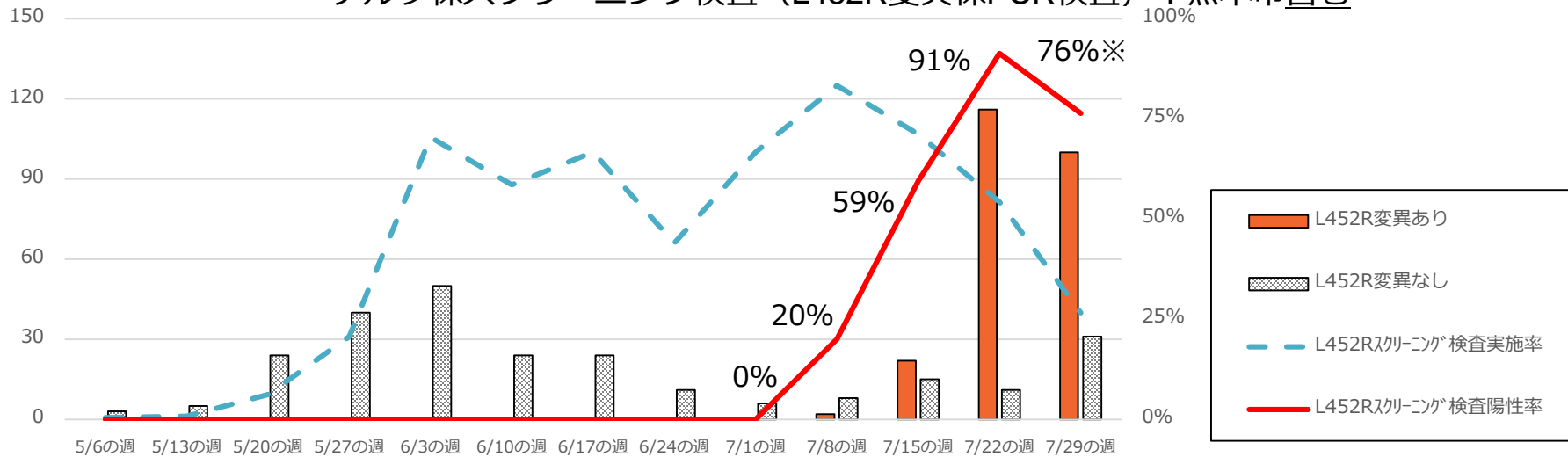
## 各保健所毎の10万人あたり陽性者数の7日間移動合計推移

※グレーは熊本市保健所



# 県内の変異株の状況

デルタ株スクリーニング検査（L452R変異株PCR検査）：熊本市含む



※8/4集計時点（陽性者の確定日別に集計）。7/29の週は、7/29～8/3の5日分のデータ。今後の検査状況により数値は変動する

# 県内の感染状況の指標

※感染経路不明割合は調査により変動する場合がある

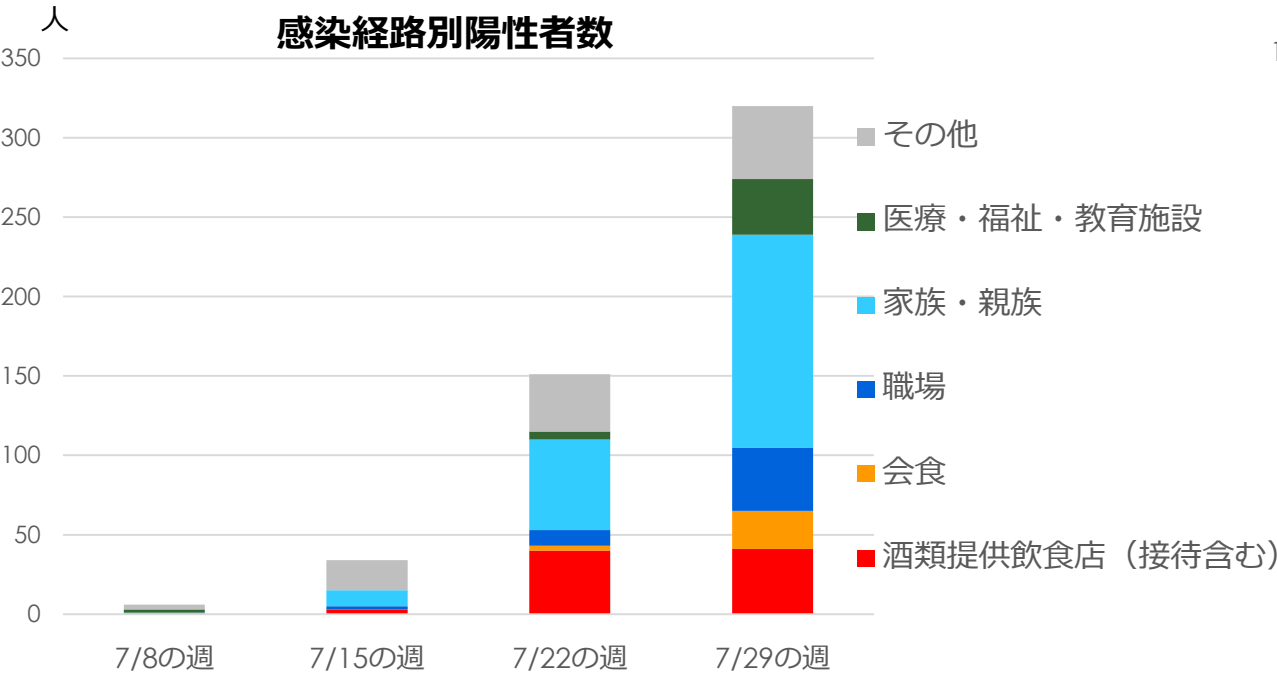
	医療提供体制等の負荷				感染の状況			早期探知指標 新規陽性者数の前週 今週比  前週今週比が1.0を超える 状況が継続する場合は 注意が必要
	①医療の逼迫具合		②療養者数	③検査陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合		
	入院医療						県内全検査	
	確保病床使用率	入院率※1	重症者用病床	週移動平均	週合計	直近一週間		
ステージ4	50%以上	25%以下	50%以上	524人以上	10%以上	437人以上	50%以上	
ステージ3	20%以上	40%以下	20%以上	349人以上	5%以上	262人以上	50%以上	
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階							
ステージ1	医療提供体制に特段の支障がない段階							
8月4日	33.4%	32.5%	0.0%	622人	7.9%※2	616人	251人(40.7%)※3	2.63
7月28日	15.9%	45.9%	0.0%	205人	5.1%	234人	83人(35.5%)	4.50
7月21日	6.0%	72.9%	0.0%	48人	1.6%	52人	18人(34.6%)	4.33
7月14日	3.6%	81.5%	1.8%	27人	0.4%	12人	6人(50.0%)	1.33
7月7日	3.5%	65.6%	1.8%	32人	0.3%	9人	5人(55.6%)	0.36
6月30日	8.1%	79.0%	8.9%	62人	0.6%	25人	5人(20.0%)	0.69
6月23日	10.9%	77.1%	16.1%	83人	0.9%	36人	13人(36.1%)	0.88

4 ※1 療養者数が人口10万人あたり10人以上（174人）の場合に適用、※2 8月3日時点、※3 リンク未判定66例をリンク不明として含む

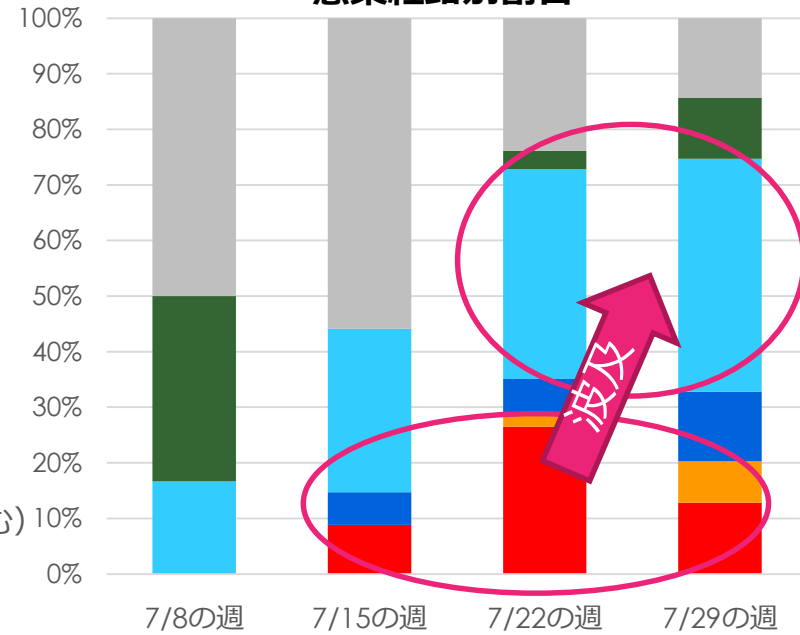
# 感染経路別陽性者の発生状況

※7/29の週は7/29～8/3の6日間のデータ

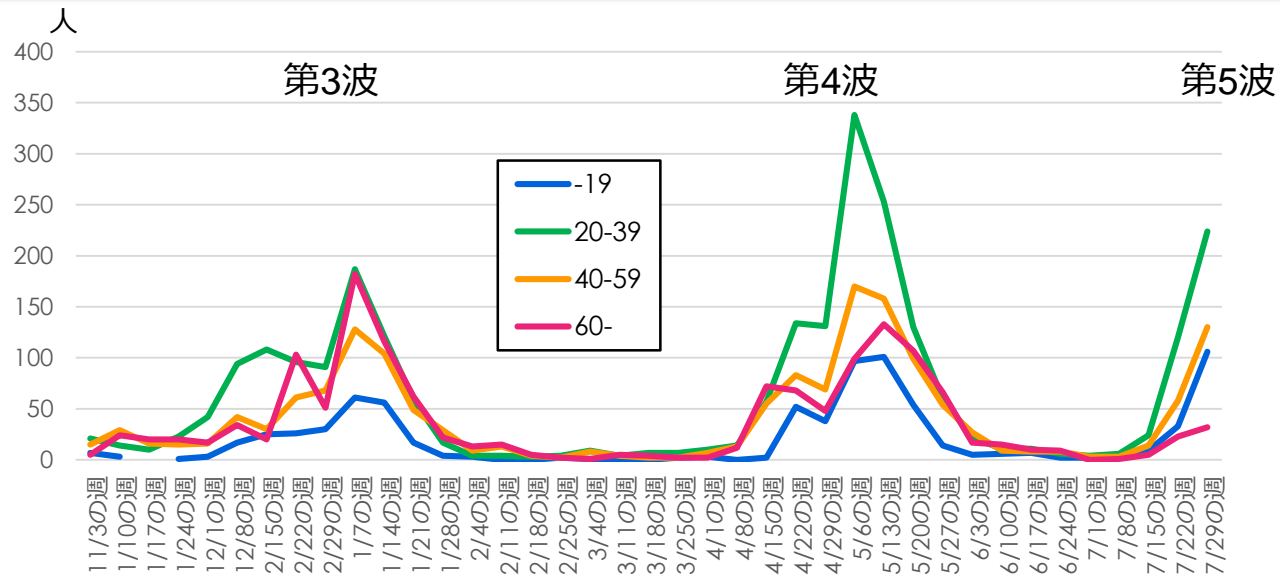
## 感染経路別陽性者数



## 感染経路別割合



# 年齢別陽性者数の推移 (週計)



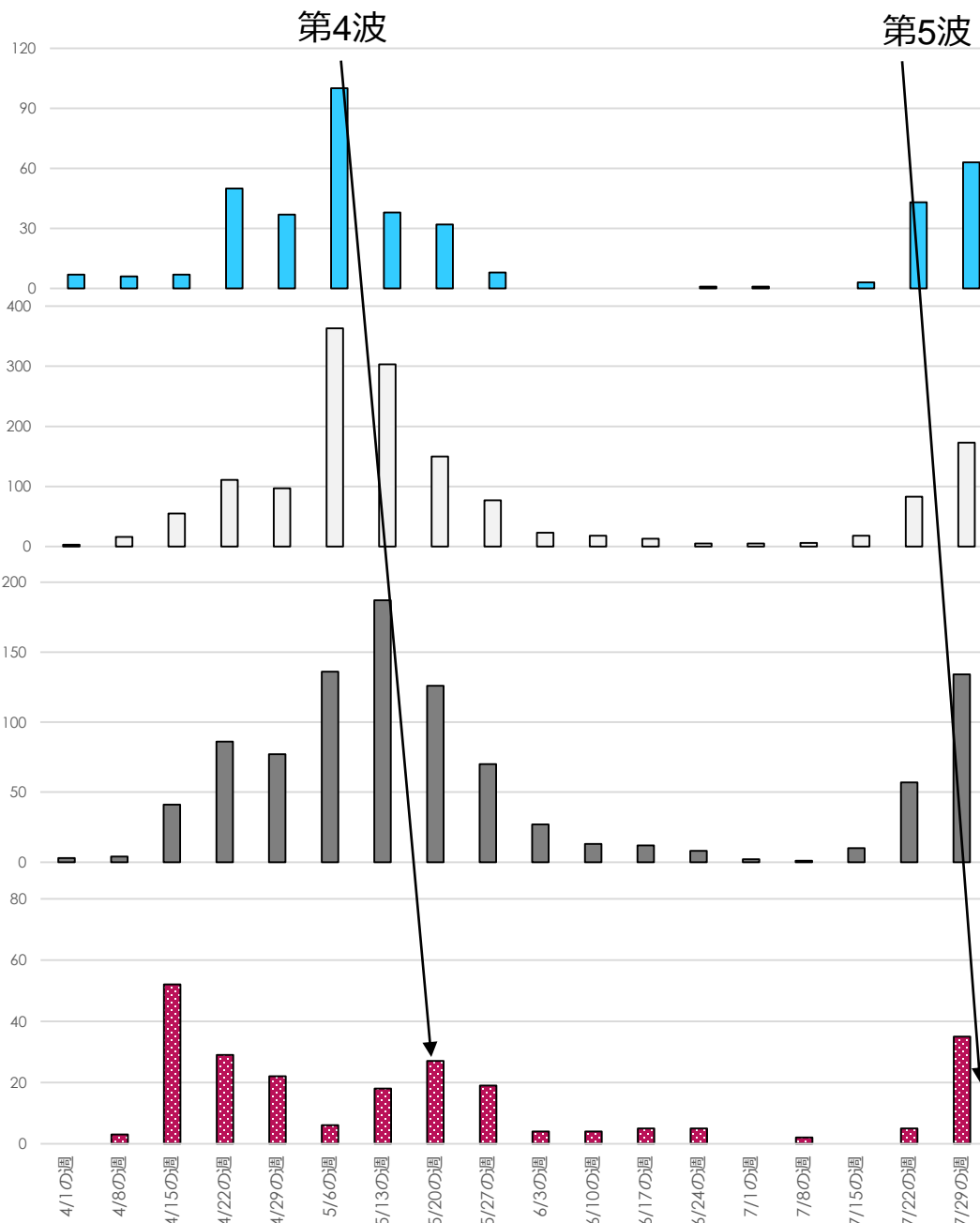
# 感染経路別陽性者の状況（感染の波及）について

酒類提供飲食店・会食

リンク不明

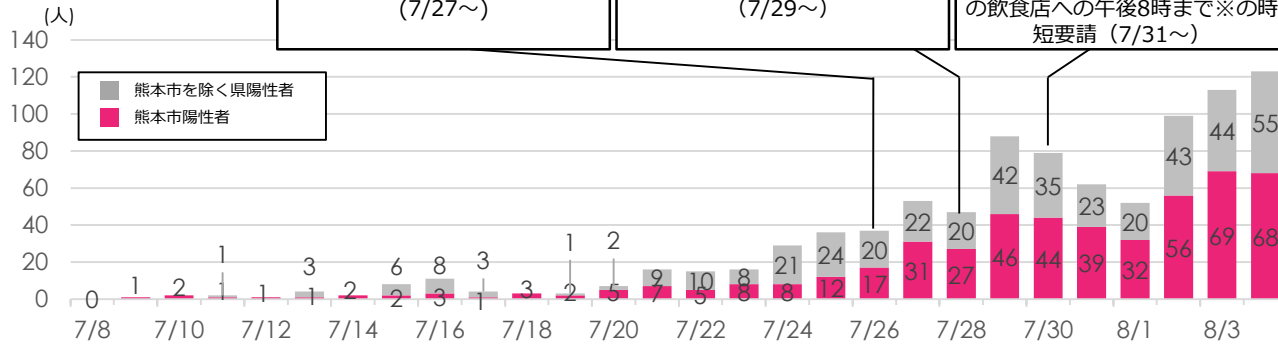
家族・親族

医療・福祉・教育施設



# 「まん延防止等重点措置」の適用に係る対策の強化について

## 現在の感染状況

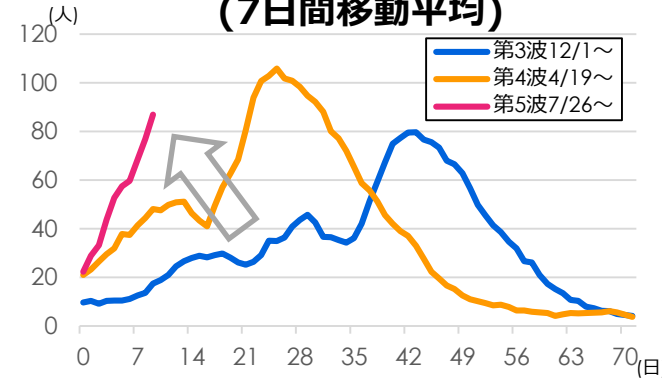


**7/26 リスクレベル4**  
有明HC管内の酒類提供飲食店への午後9時まで※の時短要請 (7/27~)

**7/28 リスクレベル5**  
熊本市の酒類提供飲食店への午後9時まで※の時短要請 (7/29~)

**7/30 ステージ3**  
【熊本蔓延防止宣言】  
熊本市を含む感染拡大地域の全ての飲食店への午後8時まで※の時短要請 (7/31~)

## レベル4到達以降の感染者数 (7日間移動平均)



※…認証店には一定の優遇措置

## 現在の状況

- ・デルタ株への置き換わりが進行するとともに、特に熊本市で感染が急速に拡大→国分科会ステージ4の状況で、対策を強化する必要
- ・感染の態様としては、第3波、第4波と同様、飲食店における感染拡大から家庭内感染や職場内感染への波及が見られている
- ・家庭内全員への感染など、一人の感染者から生じる感染者数が増加しており、これまで以上に強力で波及を防ぐ必要がある

## まん延防止等重点措置の適用を受け、対策を強化

### 重点措置区域指定の考え方

- ①感染が拡大している
- ②県全域に感染が拡大するおそれがある
- ③県の医療提供体制等に支障が生ずるおそれがある

### 熊本市を重点措置区域とする

(有明保健所管内は、今後、福岡県から感染が波及し、県内全域への拡大の原因となるような感染状況となった場合は、追加を検討する)

## 熊本市におけるまん延防止等重点措置により強化する主な対策 (8月8日から8月31日)

- ・全ての飲食店に対する午後8時までの営業時間短縮要請
- ・全ての飲食店に対する終日の酒類提供・持ち込みの自粛要請、飲食が主たる業の店舗に対する終日のカラオケ設備の利用自粛要請
- ・午後8時以降に飲食店にみだりに出入りしないよう要請
- ・1,000㎡を超える集客施設に対する午後8時まで(イベント開催時は午後9時まで)の営業時間短縮要請

## 全県的に強化する主な対策 (8月8日から8月31日)

- ・不要不急の外出自粛要請 (時短要請時間以降は徹底)
- ・【認証店以外】全ての飲食店に対する午後8時までの営業時間短縮要請 (酒類提供ラストオーダー・持ち込みは午後7時まで)
- ・【認証店】全ての飲食店に対する午後9時までの営業時間短縮要請 (酒類提供ラストオーダー・持ち込みは午後8時30分まで)
- ・集客施設に対する午後9時までの営業時間短縮の協力依頼



# 「まん延防止等重点措置」適用等に係る対策の強化について

⑭⑮…特措法の根拠条項

特措法第24条第9項…住民・事業者への協力要請。罰則等なし。

特措法第31条の6第1項、2項…まん延防止等重点措置に係る区域の住民・事業者への要請。事業者への要請には命令・罰則あり。

**協** …協力金の支給対象となり得る

	重点措置区域（熊本市）	重点措置区域（熊本市）以外の地域
外出	⑭日中も含めた不要不急(※1)の外出・移動の自粛要請 （午後8時以降は徹底） ⑮午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請 ⑭路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請	⑭日中も含めた不要不急(※1)の外出・移動の自粛要請 （午後9時以降は徹底） ⑭路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請
飲食店	⑮全ての飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 <b>協</b> ⑮飲食店に対する酒類提供・持ち込みの自粛要請 ⑮飲食が主たる業の店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請 ⑮「入場者の整理」「マスク着用の徹底」などの事業者への要請	⑭全ての飲食店に対する営業時間の短縮要請 <b>協</b> 【認証店(※2)以外】（午後8時まで、酒類提供ラストオーダー・持ち込みは午後7時まで） 【認証店(※2)】（午後9時まで、酒類提供ラストオーダー・持ち込みは午後8時30分まで） ⑭感染防止対策の徹底
大規模施設等	⑭1,000㎡超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする要請 <b>協</b> ・1,000㎡以下の施設は開館時間を午後9時までとする協力依頼 ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底と、入場整理等の実施をホームページにおいて周知するよう協力依頼	・開館時間を午後9時までとする協力依頼 ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底と、入場整理等の実施をホームページにおいて周知するよう協力依頼
イベント	⑭人数5,000人かつ収容率(大声無100%、有50%)以内とする要請 ⑭開催時間の短縮（午後9時まで）要請	⑭人数5,000人かつ収容率(大声無100%、有50%)以内とする要請 ⑭開催時間の短縮（午後9時まで）要請
事業者	・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めた在宅勤務等の協力依頼	・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めた在宅勤務等の協力依頼
県有施設	・図書館・美術館・装飾古墳館を除く県有施設を基本的に休館 ・全ての施設について、予約済みのものについても、開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする	・図書館・美術館・装飾古墳館を除く県有施設を基本的に休館 ・全ての施設について、予約済みのものについても、開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする
学校	⑭大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業の実施等を要請	⑭大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業の実施等を要請

※1…医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

※2…「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗（認証申請中の店舗を含む）。

感染状況	県リスクレベル「5」 新規感染者数150人/週以上 かつ 病床使用率25%以上		国ステージ「3」 新規感染者数262人/週以上 病床使用率20%以上 等 熊本蔓延防止宣言		国ステージ「4」 新規感染者数437人/週以上 病床使用率50%以上 等		国ステージ「3」 新規感染者数262人/週以上 病床使用率20%以上 等 医療を守る行動強化期間		
	国にまん防要請			【国のまん防適用】					
県民	県外	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての県外への不要不急(※1)の移動自粛</li> <li>県外在住の家族や親戚、友人等に対して、本県への帰省や旅行を控えるよう呼びかけ</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動自粛</li> </ul>		
	県内	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症化リスクの高いは、不要不急(※1)の外出自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急(※1)の外出自粛</li> <li>(感染拡大地域においては午後9時以降は徹底)</li> <li>路上・公園等での集団飲酒の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(時短時間以降は徹底)</li> </ul>					
事業者	飲食店	熊本市	<b>酒類提供飲食店</b> 【認証店(※2)以外】 ・午後9時まで時短(酒LO午後8時30分)	<b>全ての飲食店</b> 【認証店(※2)以外】 ・午後8時まで時短(酒LO午後7時) 【認証店(※2)】 ・午後9時まで時短(酒LO午後8時30分)	<b>《措置区域》</b> 【認証店(※2)以外】 ・午後8時まで時短(酒類提供×) 【認証店(※2)】 ・午後8時まで時短(酒類提供×)		感染が下降傾向にある場合には、認証店(※2)では、酒類提供(LO午後7時)を可能とすることを検討	<b>全ての飲食店</b> 【認証店(※2)以外】午後8時まで時短(酒LO午後7時) 【認証店(※2)】午後9時まで時短(酒LO午後8時30分)	
		熊本市以外	* 感染状況を踏まえ、必要に応じ、時短(認証店については、一定の優遇措置) 《有明保健所管内》 → 《感染拡大地域》 → 《措置区域以外》		<b>《措置区域以外》</b> 【認証店(※2)以外】 ・午後8時まで時短(酒LO午後7時) 【認証店(※2)】 ・午後9時まで時短(酒LO午後8時30分)				
	集客施設		《感染拡大地域》 ・午後9時までの時短を働きかけ	<b>《措置区域》</b> ・1,000㎡超の施設は午後8時まで時短 ・1,000㎡以下の施設へ午後9時までの時短を働きかけ		<b>《措置区域以外》</b> ・午後9時までの時短を働きかけ			
	イベント	・次の①②の小さい方 ①収容率(大声無100%、有50%) ②5,000人又は収容定員の50%以内の大きい方				・午後9時まで時短 ・次の①②の小さい方 ①収容率(大声無100%、有50%) ②5,000人		・次の①②の小さい方 ①収容率(大声無100%、有50%) ②5,000人又は収容定員の50%以内の大きい方	
その他	学校	・課外活動等における対外活動の制限を依頼	・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底を要請		・課外活動等における対外活動の制限を依頼				
	県有施設	・県宿泊助成事業の新規予約停止 ・県有施設(図書館・美術館・装飾古墳館を除く)を基本的に休館	・県宿泊助成事業の停止		・予約済のものも午後8時(イベントは午後9時)まで時短 ・県主催イベントの中止又は延期				

※1・・・医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、野外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

※2・・・「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗(認証申請中の店舗を含む)。



# 飲食店に対する時短要請協力金の概要（案）

重点措置区域と定めた熊本市及び熊本市を除く県内全域の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い全面的(※)に協力いただいた事業者の方々(店舗ごと)に協力金を支給する。

(※)遅くとも9日(月・祝)から要請に応じていただければ、その日以降の期間の協力金をお支払いします。

## 1 要請期間

令和3年8月8日(日) ~ 令和3年8月31日(火)

## 2 対象区域

- ①熊本市(重点措置区域)
- ②熊本市を除く熊本県内全域

## 3 対象者

- ①熊本市:午後8時以降も営業している飲食店等(約4,500店舗)
- ②熊本市を除く熊本県内全域:午後8時以降も営業している飲食店等(約4,000店舗)

## 4 要請内容

- ①熊本市:営業時間を午後8時までに短縮(終日、酒類提供・持ち込みは行わない)  
(飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛)
- ②熊本市を除く熊本県内全域:営業時間を午後8時までに短縮(酒類提供のラストオーダーは午後7時まで)  
ただし、熊本県感染防止対策認証店(認証申請中の店舗を含む)は営業時間を午後9時までに短縮  
(酒類提供のラストオーダーは午後8時30分まで)

## 5 申請受付

原則として、要請期間終了後に申請受付を開始する予定。ただし、これまで時短等要請協力金の支給実績があり、今回の時短等要請に全面的に協力する飲食店等の皆さまに対し、協力金の一部を前払いできる制度を創設します。  
(受付は電子申請のみ、申請受付後1週間~10日程度でお支払いします。)詳細は後日公表。

## 6 交付額

### <中小企業等(売上高方式)>

#### ①熊本市(重点措置区域)

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間:~約3,000万円)	3万円
7万5,001円~25万円 (年間:約3,000万円~約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間:1億円~)	10万円

#### ②熊本市を除く熊本県内全域

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間:~約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円~25万円 (年間:約3,000万円~約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間:1億円~)	7万5,000円

### <大企業(売上高減少方式)> ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

①上限額(熊本市):20万円

②上限額(熊本市を除く熊本県内全域):20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

◇コールセンター:

平日午前9時~午後5時

Tel:096-333-2828

(8月7日(土)、8日(日)は開設

8月9日(月・祝)は閉鎖)

# 大規模集客施設等時短要請協力金の概要(案)

## 内容

重点措置区域(熊本市全域)において、以下の集客施設(飲食店等以外)における20時まで(イベント開催時や映画館は21時まで)の営業時間短縮要請に伴い、全面的(※)に協力いただいた事業者の方々に協力金を支給する。

(※)遅くとも9日(月・祝)から要請に応じていただければ、その日以降の期間の協力金をお支払います

## 要請期間

令和3年8月8日(日)から8月31日(火)まで

## 対象施設

熊本市内の20時以降も営業している施設

### ①建物の床面積が1,000㎡を超える

劇場・集会場、ホテル又は旅館(集客の用に供する部分に限る)、体育館等運動施設、博物館等、遊興施設・遊技場(スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等)、ショッピングセンター・百貨店等、サービス業を営む店舗等

### ②①の一部を賃借するテナント等(飲食店以外の事業を営む事業者)

◇コールセンター  
平日9時～17時  
Tel :  
096-213-7090  
(8月7日(土)、8日(日)は開設  
8月9日(月・祝)は閉鎖)

## 支給金額

①大規模施設等 1,000㎡毎に20万円/日×時短率(※)×時短日数

②①のテナント等 100㎡毎に2万円/日×時短率(※)×時短日数

ただし、映画館についての支給金額は①に加え②として、

「スクリーン数×2万円×時短により上映できなかったスクリーン数の割合×時短日数」を支給

※ 時短率:時短した時間/本来の営業時間